



令和4年(ネ)第4161号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 国

被控訴人 ほか8名

証拠説明書(11)

令和4年10月31日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人指定代理人

稲 玉 祐
星 野 郁 也
山 口 友 寛
岡 田 健 斗
青 山 佳 樹
本 田 充
小佐野 祐 衣
作 沼 臣 英
関 根 八千栄
遠 山 浩四郎
高 橋 裕
塩 井 直 彦

藤 本 雄 介
石 川 武 彦
大 舘 雅 史
中 野 昌 一
森 川 卓
廣 田 健
進 藤 裕 次
大 井 秀 俊
後 藤 祐 也
三 枝 伸太郎
成 田 義 則
小 貫 敏 志
霞 安 行
渡 辺 健 一
矢 部 隆 幸
海 津 義 和
金 森 正 博
栗 山 広 宣
栗 原 寛

長内博昭

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙89	若宮戸地区における 砂丘掘削の変遷 (関東地方整備局)	写し 令和 4.10	若宮戸地区において昭和41年に河川区域の指定がされて以降、平成26年3月に太陽光発電事業者により本件砂丘の掘削がされるまでの間の本件砂丘の状況を調査したところ、本件砂丘上に建築物が設置されたり除却されたりするといった変化は認められるものの、昭和50年以降、平成26年3月に至るまでの間、本件砂丘の形状自体に大きな変化は確認できなかったこと。 (乙88に平成25年の写真を加えたもの)
乙90	3号地の(拡大)指定 告示事例 (国土交通省)	写し 令和 4.10	国土交通省(建設省を含む)が、新河川法(昭和39年法律第167号)制定後、一級河川(直轄管理区間のみ)において、河川区域の拡大(河川法6条第3号に基づく土地に限る)を行った事案は、いずれも築堤等の事業実施に合わせて行われたものであること。

○ 若宮戸地区における砂丘掘削の変遷



現地状況のポイント

- ・S50年頃、造成地に建築物が設置
 - ・H20年までに、造成地の建築物が除却
- 建築物が設置・除却される等の変化はあるものの、S50年以降、H26年のソーラー事業者による造成まで、砂丘自体に大きな変化は確認できない。

※写真は国土地理院撮影及び関東地方整備局撮影の空中写真データを加工して作成





※上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成



※上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成

H25.01.13

5



※上記写真は関東地方整備局撮影の空中写真データを加工して作成



※上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成

○3号地の(拡大)指定告示事例

国土交通省(建設省を含む)が、新河川法(昭和39年法律第167号)制定後、一級河川(直轄管理区間のみ)において、河川区域の拡大(河川法6条第3号に基づく土地に限る)を行った事業(R4. 8時点)

No.	河川名	場所	指定年月日 及び 告示番号	指定した区域の内容	区域指定の事由 ①河川改修事業(築堤事業等)に伴うもの ②他事業(公園事業)に伴うもの ③その他
1	岩木川水系浅瀬石川	平川合流点~青森県南津軽郡田舎館村大字大根子字大川原田4番の2地先の県道旭橋下流端	令和2年3月16日 第44号	堤外地のみ指定	①
2	雄物川水系雄物川	左岸:秋田県大仙市強首字川原崎~秋田県大仙市強首字熊ノ木佐戸合	平成14年3月29日 第50号	堤外地のみ指定	①
3	那珂川水系那珂川	左岸:茨城県水戸市中河内町 右岸:茨城県水戸市根本町~渡里町	昭和82年8月14日 第1599号	堤外地のみ指定	①
4	那珂川水系那珂川	左岸:茨城県水戸市中河内町 右岸:茨城県水戸市根本町	平成10年11月12日 第1832号	堤外地のみ指定	①
5	那珂川水系那珂川	左岸:茨城県ひたちなか市大字勝倉地先~ 茨城県水戸市水府町地先 右岸:茨城県水戸市東大野地先~ 吉沼町地先	平成22年3月12日 第53号	堤外地のみ指定	①
6	那珂川水系那珂川	左岸:茨城県水戸市水府町地先~ 青柳町地先	平成23年6月23日 第298号	堤外地のみ指定	①
7	那珂川水系那珂川	左岸:茨城県ひたちなか市三反田地先~同市勝倉地先	令和元年10月3日 第82号	堤外地のみ指定	①
8	利根川水系中川	右岸:埼玉県八潮市鶴ヶ首榎地先~ 木曾榎地先	平成23年3月22日 第84号	堤外地のみ指定	①
9	利根川水系小貝川	左右岸:茨城県筑西市東榎生地先~栃木県真岡市反町地先	平成31年4月17日 第194号	堤外地のみ指定	①
10	利根川水系鬼怒川	左岸:茨城県常総市大字若吉戸地先	令和元年7月1日 第9号	堤外地のみ指定	①
11	荒川水系高麗川	左岸:埼玉県坂戸市大字北大塚地先~同市大字堂方地先、 右岸:埼玉県坂戸市栗生田地先~同市大字徳羽地先	平成29年4月10日 第177号	堤外地のみ指定	①
12	阿賀野川水系早出川	新潟県五泉市三本木地先外	平成8年5月1日 第1280号	堤外地のみ指定	①
13	信濃川水系厚川	長野県安曇野市豊科南穂高地先	平成23年1月25日 第8号	堤外地のみ指定	①
14	神通川水系神通川	富山県富山市萩原地先	昭和59年3月10日 第557号	堤外地のみ指定	①
15	梯川水系梯川	石川県小松市前川合流点~石田橋上流	平成19年4月26日 第84号	堤外地のみ指定	①
16	狩野川水系狩野川	静岡県沼津市中瀬町地先~黒瀬町地先 等	昭和51年3月25日 第468号	堤外地のみ指定	①
17	大井川水系大井川	静岡県島田市牛尾地先	令和2年8月12日 第103号	堤外地・堤防敷地を同時に指定(注1)	①

18	天竜川水系天竜川	長野県駒ヶ根市 東伊那地先	昭和51年3月25日 第474号	堤外地のみ指定	①
19	天竜川水系天竜川	長野県上伊那郡中川村片桐 地先	平成19年2月20日 第11号	堤外地・堤防類地 を同時に指定(注2)	①
20	庄内川水系庄内川	愛知県名古屋守山区上志 段味細川原地先～西蒲地先	令和2年1月30日 第10号	堤外地のみ指定	①
21	鈴鹿川水系鈴鹿川 等	三重県鈴鹿市 月兩町地先 等	昭和51年3月25日 第483号	堤外地のみ指定	①
22	雲出川水系雲出川	三重県津市木造町地先	昭和51年3月25日 第484号	堤外地のみ指定	①
23	榑田川水系佐奈川	三重県多気郡多気町 西池上地先	昭和51年3月25日 第485号	堤外地のみ指定	①
24	由良川水系由良川	京都府綾部市里町地先～綾 部市味方町地先 (白瀬橋～上座橋)	平成30年4月20日 第92号	堤外地のみ指定	①
25	由良川水系由良川	京都府綾部市位田町地先～ 綾部市里町地先 (以久田橋～白瀬橋)	平成31年4月18日 第78号	堤外地のみ指定	①
26	由良川水系由良川	京都府綾部市小貝町地先～ 綾部市位田町地先 (由良川橋梁付近～以久田 橋)	令和2年4月16日 第89号	堤外地のみ指定	①
27	由良川水系由良川	京都府福知山市川北地先～ 綾部市小貝町地先 (川北橋～由良川橋梁付近)	令和3年4月15日 第96号	堤外地のみ指定	①
28	由良川水系由良川	京都府舞鶴市地頭地先～福 知山市呉服地先 (由良川大橋～音無瀬橋)	令和4年3月9日 第38号	堤外地のみ指定	①
29	淀川水系野洲川	滋賀県守山市新庄町地先外	昭和58年6月27日 第1217号	堤外地のみ指定	①
30	淀川水系猪名川	大阪府豊中市利倉地先外	平成10年5月29日 第1302号	堤外地のみ指定	①
31	大和川水系佐保川	奈良県大和郡山市額田部地 先外	昭和49年7月10日 第979号	堤外地のみ指定	①
32	九頭竜川水系日野川	福井県福井市 四十谷町地先～下市町地先	令和元年12月16日 第73号	堤外地のみ指定	①
33	江の川水系江の川	広島県三次市作木町香波字 熊見地先	平成26年4月3日 第103号	堤防類地のみ指定 (注3)	②
34	佐波川水系佐波川	山口県防府市畑地先 等	昭和58年9月20日 第1597号	堤外地・堤防類地 を同時に指定(注4)	①
35	吉野川水系吉野川	徳島県美馬市藤町梓原地先 ～徳島県美馬市藤町大字猪 原西分地先 等	平成26年4月21日 第49号	堤外地のみ指定	①
36	吉野川水系吉野川	徳島県三好郡東みよし町中 庄地先～徳島県三好郡東み よし町西庄横手地先 等	平成30年8月8日 第55号	堤外地のみ指定	①
37	吉野川水系吉野川	徳島県美馬市藤町梓原地先	令和元年5月8日 第1号	堤外地のみ指定	①
38	那賀川水系桑野川	徳島県阿南市室田町川原地 先～徳島県阿南市長生町阿 防の端地先 等	平成23年3月14日 第21号	堤外地のみ指定	①
39	肱川水系肱川	愛知県大洲市長坂町仁久地 先 等	平成15年5月20日 第56号	堤外地のみ指定	①

40	肱川水系肱川	愛媛県大洲市八多渡地先	平成24年1月20日 第4号	堤外地のみ指定	①
41	仁淀川水系仁淀川	高知県高知市春野町仁ノ地先～高知県香川郡いの町神谷地先 等	平成15年5月20日 第57号	堤外地のみ指定	①
42	小丸川水系宮田川	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦地先～宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋地先	昭和54年4月12日 第838号	堤外地のみ指定	①
43	大淀川水系大淀川	宮崎県都城市志比田町地先等	昭和54年4月12日 第837号	堤外地のみ指定	①

・ダム の設置、遊水地の整備による河川区域の拡大については対象外。

注1:突出部の開削及び引堤に伴い、新堤を山に擦り付けたため、堤外地・堤防類地(山付堤)を指定

注2:新たな堤防が完成し、新堤を山に擦り付けたため、堤外地・堤防類地(山付堤)を指定

注3:公園土留擁壁(堤防と同程度の機能を有する)の整備を行ったものを堤防類地として指定

注4:対岸の堤防整備等に伴う堤防類地の指定